

第 3 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

令和元年9月24日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

## 第3回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

令和元年9月24日(火曜日)

午前9時59分開議

午前11時52分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第12号 財産の無償貸付けについて

議案第13号 令和元年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第14号 令和元年度農地海岸保全事業の経費に対する市負担金について

議案第15号 令和元年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

議案第21号 工事請負契約の締結について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第23号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第24号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

請第5号 主要農産物種子法の廃止に伴う

種子条例の制定を求める請願

請第7号 主要農作物種子法廃止に際し、市民の食糧主権と食の安全を守るため、熊本県独自の条例化を求める請願

請第8号 熊本県で主要農産物種子生産条例の制定を求める請願

請第9号 主要農作物種子の生産にかかる条例の制定を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①「熊本県水とみどりの森づくり税」事業の検討状況について

出席委員(8人)

委員長	早田順一
副委員長	高島和男
委員	前川收
委員	西聖一
委員	高木健次
委員	岩本浩治
委員	西村尚武
委員	坂梨剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島誠治

政策審議監 竹内信義

生産経営局長 山下浩次

農村振興局長 久保田修

森林局長 古賀英雄

水産局長 山田雅章

首席審議員

兼農林水産政策課長 渡邊泰浩

団体支援課長 門 崎 博 幸  
流通アグリビジネス課長 井 上 克 浩  
農業技術課長 酒瀬川 美 鈴  
農産園芸課長 下 田 安 幸  
政策監 徳 永 浩 美  
畜産課長 上 村 佳 朗  
農地・担い手支援課長 楮 本 亮 治  
農村計画課長 福 島 理 仁  
農地整備課長 渡 辺 昌 明  
むらづくり課長 清 藤 浩 文  
技術管理課長 楯 本 隆 男  
森林整備課長 松 木 聡  
林業振興課長 入 口 政 明  
森林保全課長 大 岩 禎 一  
水産振興課長 中 原 康 智  
漁港漁場整備課長 菰 田 武 志  
農業研究センター所長 川 口 卓 也

事務局職員出席者

議事課主幹 岡 部 康 夫  
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時59分開議

○早田順一委員長 それでは、ただいまから第3回農林水産常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたします。

次に、今回付託された請第5号、請第7号、請第8号及び請第9号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

請第5号についての説明者を入室させていただきます。

（請第5号の説明者入室）

○早田順一委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第5号の説明者の趣旨説明）

○早田順一委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第5号の説明者退室）

○早田順一委員長 続いて、請第7号についての説明者を入室させていただきます。

（請第7号の説明者入室）

○早田順一委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第7号の説明者の趣旨説明）

○早田順一委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第7号の説明者退室）

○早田順一委員長 続いて、請第8号についての説明者を入室させていただきます。

（請第8号の説明者入室）

○早田順一委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第8号の説明者の趣旨説明）

○早田順一委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第8号の説明者退室）

○早田順一委員長 続いて、請第9号についての説明者を入室させていただきます。

（請第9号の説明者入室）

○早田順一委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

（請第9号の説明者の趣旨説明）

○早田順一委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第9号の説明者退室）

○早田順一委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、福島農林水産部長。

○福島農林水産部長 おはようございます。

それでは、着座にて失礼いたします。

まず初めに、7月の管内視察では、同行させていただきありがとうございました。現地で各委員からいただきましたさまざまな御意見、御提案は、今後の施策に役立ててまいります。

次に、今定例会に提案しております議案の説明に先立ち、3点御報告させていただきます。

1点目は、災害関係についてです。

ことしは、例年に比べて梅雨入りがおくれましたが、6月26日の梅雨入り以降、3度にわたる大雨に伴い、農林水産関係では、農地、農業用施設や山地、林道等に約39億円の被害が発生しました。

今定例会に補正予算を提案させていただいておりますが、迅速な災害復旧に努めるとともに、今後も災害への警戒を緩めることなく、万全の防災対策を講じてまいります。

また、近年の豪雨等により、全国的に農業用ため池が被災するケースが多発していることから、本年7月に、農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されました。この法律では、所有者等は県知事へ届け出ること

が義務づけられたことから、この事務を適正に処理するための補正予算を提案させていただいております。

なお、この3連休に本県に接近した台風17号に関しましては、現時点で、果実の落下や園芸用ハウスの損傷等の被害が報告されています。引き続き被害の全容把握に努め、必要な対応を行ってまいります。

2点目は、日米貿易協定についてです。

先月の日米首脳会談において、大筋合意に至ったとのことであり、報道によれば、合意内容はTPPを超えない水準とのことです。

このことは、県議会とともに政府に要望してきたところでありますが、まだ詳細な内容については明らかとなっていないことから、合意内容等の情報収集、分析を行うなど動向を注視してまいります。

3点目は、外国人材の受け入れについてです。

本年4月にスタートした特定技能制度につきまして、県では、受け入れ体制を整備するため、JA熊本中央会による全国初となる県域での登録支援機関設立を働きかけ、先月登録が実現しました。

また、受け入れが見込まれる2つの地域で、県、市、JAによる地域協議会を設立し、地域が一体となって取り組む生活環境づくりなどを支援しているところです。

今後も引き続き、外国人材から選ばれる熊本を目指し、取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております議案等の概要を御説明します。

一般会計補正予算1件、財産関係1件、市町村負担金関係3件、工事関係1件のほか、報告事項が7件でございます。

まず、予算関係では、農地、農業用施設や山地、林道等、大雨被害の復旧に係る予算を初め、総額20億円余の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の一般会計、特別会計の

予算総額は、763億円余となります。

また、条例等関係では、西原村に対する建物等の無償貸し付け1件、農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金3件及び漁業調査船「ひのくに」代船建造の工事請負契約の締結1件を提案しております。

さらに、報告事項としては、交通事故に係る専決処分の報告1件、公益法人の経営状況の報告6件でございます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

なお、その他報告事項としまして、水とみどりの森づくり税事業の検討状況について御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

補正予算及び条例等関係と題しております資料から御説明させていただきます。

目次をめくっていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

令和元年度9月補正予算総括表でございます。

農林水産部全体の補正予算は、(B)の欄の一番下、20億4,400万円余の増額補正で、補正後の総額は、隣の(A)足す(B)の欄の763億8,200万円余となっております。梅雨期における豪雨災害により、農林水産関係で約39億円の被害が発生いたしました。それに対する復旧工事に要する経費が主な内容となっております。

補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたしますが、今申しあげました梅雨期豪雨災害関連の事業につきましては、資料の右の説明欄に四角囲みで「大雨関連」と記載させていただいております。

農林水産政策課からは以上でございます。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

2ページをお願いいたします。

農作物対策費の中の国庫支出金返納金でございます。

右側の説明欄にあります水田のフル活用等を進めます経営所得安定対策推進事業の事業費確定に伴う返納金でございます。

農産園芸課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

3ページをお願いいたします。

農業総務費の農村地域農政総合推進事業費でございますが、説明欄の農地集積加速化事業は、市町村が実施します人・農地プランの策定に必要な経費を助成するものでございます。制度の改正によりまして、人・農地プランの実質化の取り組みが必要となったことで、事業に取り組む市町村が増加したことによるものでございます。

次の農用地利用集積等推進基金積立金でございますが、農地の賃借契約の解約に伴いまして、中間管理機構の農地集積協力金が返納となったものでございまして、基金に積み戻すものでございます。

次の国庫支出金返納金でございます。

まず、説明欄1の耕作放棄地解消事業でございますが、市町村農業委員会が実施します耕作放棄地の再生作業等の事業に係る執行残でございます。

2の農地集積加速化事業は、農地の賃借契約の解約に伴いまして、農地集積協力金が返納となったものでございます。

3の農業委員会等振興助成費は、農業委員会の推進活動費に係る執行残でございます。

次に、4ページの農業構造改善事業費の国庫支出金返納金でございますが、被災農家を

対象に、農舎やハウス、農業機械等を再建する震災復旧緊急対策経営体育成支援事業の事業費確定に伴う国庫返納金でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○渡辺農地整備課長 農地整備課でございます。

説明資料の5ページをお願いします。

農地防災事業費でございます。

2段目の海岸保全事業費につきましては、説明欄にありますとおり、ことしの梅雨前線豪雨等により海岸に漂着した流木やごみ等の処理に要する経費について増額補正をお願いするものでございます。

3段目の農地防災事業費につきましては、説明欄にありますとおり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく届け出の受け付け、データベースの整備等に要する経費について増額補正をお願いするものです。

同じく、4段目につきましては、説明欄にありますとおり、排水機場整備工事において債務設定をお願いするものです。

5段目の農地災害復旧費でございます。

6段目の団体営農地等災害復旧費につきましては、説明欄にありますとおり、ことしの梅雨前線豪雨等により被災した農地や農業用施設の復旧を行う市町村に対しまして助成を行うもので、増額補正をお願いするものです。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○清藤むらづくり課長 むらづくり課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の農作物対策費の国庫支出金返納金については、説明欄にありますとおり、鳥獣被害防止総合対策交付金の捕獲補助金や侵入防止柵の設置費について、市町村の計画に基づき予算計上していましたが、平成30年度の事業

費確定に伴う国庫支出金返納金でございます。

4段目の土地改良費の国庫支出金返納金については、説明欄にあるとおり、多面的機能支払事業の対象農地の減少や活動終了に伴う過年度事業費の確定に伴う国庫支出金返納金です。

むらづくり課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

7ページをお願いいたします。

説明欄、間伐等森林整備促進対策事業国庫返納金につきましては、過年度に補助事業を活用して森林整備を実施した事業地の転用に伴い、国庫支出金を返納するものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく願います。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

資料の8ページをお願いします。

大雨関連の林道災害復旧費でございます。

右の説明欄にありますように、現年林道災害復旧事業につきましては、被災した林道施設の復旧を行うもので、事業主体である市町村への助成について増額補正をお願いするものでございます。

林業振興課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○大岩森林保全課長 森林保全課でございます。

9ページをお願いいたします。

治山費として、2つの大雨関連の災害復旧事業をお願いしています。

まず、2段目の緊急治山事業費につきましては、県が、国庫補助により、山地崩壊箇所

のうち、緊急を要する箇所への復旧工事を行うもので、増額補正をお願いするものです。

次に、3段目の単県治山事業費です。

1の単県治山事業(県営事業)は、国庫補助の対象とならない県が行う治山施設の復旧や小規模な山地災害の復旧工事を行うもので、増額補正をお願いするものです。

2の単県治山事業(市町村営事業)は、地域防災計画に掲載された地区において、市町村が行う小規模な山地災害の復旧工事に対する助成で、増額補正をお願いするものです。

森林保全課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

10ページをお願いいたします。

漁港建設管理費の海岸漂着物等地域対策推進事業費でございます。本事業は、海域に漂流、また、海岸に漂着した流木やごみ等の回収、処分等に要する経費でございます。

今年の梅雨前線豪雨に伴い、当初想定量を超える流木が海域に流出し、これらの回収、処分に対応したことに伴い、右側説明欄にありますように、今後の台風や大雨に控え、下半期に行います回収、処分を実施するための経費の増額を今回お願いするものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

12ページをお願いします。

議案第12号、財産の無償貸付けについてでございます。

当該財産は、県が畜産農家の牛の預託育成などを行っておりました旧西原公共育成牧場に係るものでございます。畜舎など25棟及び電柱19本を土地の所有者である西原村に無償で貸し付けるものでございます。

西原公共育成牧場は、平成21年3月に廃止いたしました。西原村から、村有地と県の建物を一体的に畜産的活用することにより村の畜産振興を図りたいとの要望がございました。

このため、平成21年9月定例会の議決を経て、建物に関する5年間の無償貸付契約を西原村と締結しております。その後、平成26年9月定例会の議決を経て、5年間の契約の延長を行っているところでございます。

この契約が、本年10月31日に終了することから、西原村と協議しましたところ、貸付期間の延長要望があり、引き続き、西原村の区域における畜産振興のため、貸付期間を5年間延長しようとするものでございます。

畜産課は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

13ページをお願いいたします。

13ページの議案第13号から15ページの議案第15号までは、いずれも、令和元年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について、受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、議案第13号が地方財政法関係、議案第14号が海岸法関係、議案第15号が土地改良法関係のものとなっております。各事業の負担割合は、国のガイドライン等に基づき設定したものでございまして、受益市町村の同意を得ているものでございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

17ページをお願いいたします。

議案第21号、工事請負契約の締結についてでございます。

漁業調査船「ひのくに」代船建造に係る請負契約でございます。

18ページの事業の概要にありますとおり、現行の漁業調査船「ひのくに」が、建造から18年目となりましたので、代船を建造するものでございます。

工事名、漁業調査船「ひのくに」代船建造工事。工事内容は、総トン数49トンの軽合金製漁業調査船を建造するものです。工事場所は、落札業者の工場があります広島県尾道市です。工事期間は、契約締結の日から令和2年10月30日まで。契約金額は、5億7,420万円です。契約の相手方は、広島県尾道市の瀬戸内クラフト株式会社代表取締役川口洋、契約方法は、一般競争入札でございます。

水産振興課は以上です。御審議よろしくお願いいたします。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

専決処分の報告をさせていただきます。

報告第3号は、職員による交通事故に関する報告でございます。

20ページをお願いいたします。

6にございますとおり、出先機関の職員が、公用車を駐車していました県庁駐車場から帰庁する際、誤って入口ゲート方向へ向かってしまい、方向転換する際に駐車してあった相手方車両に接触し損傷を与えたものであり、4のとおり、県側に全面的な過失があるとして、相手方に損害賠償を行ったものであります。

職員研修や日ごろの声かけ等により、安全運転を心がけるよう徹底してまいります。

農林水産政策課からは以上でございます。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

22ページをお願いいたします。

報告第23号、一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の23ページをお願いいたします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、野菜の価格安定対策事業を行うことにより、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図ることを目的としております。

2の平成30年度の決算の概要についてでございます。

野菜価格安定対策を実施します実施事業等会計、基本財産の運用を行います法人会計に区分しております。

事業活動の効率性をあらわす一般正味財産の経常収益につきましては、(A)欄のとおり、実施事業等会計で755万円余の減、法人会計で627万円の増となりました。経常外収益と合わせた一般正味財産は、(H)欄の合計欄のとおり、前年度より128万円余の減となっております。

指定正味財産につきましては、県の補助金が該当しますが、(K)欄のとおり、前年度より865万円余の減となっております。

これにより、正味財産期末残高は、一番右下の欄のとおり、3億6,386万円余で、昨年度より994万円余の減となっておりますが、これは、価格安定対策の予約数量の減に伴い、必要な県補助金額が減少したことが主な要因でございます。

県補助金額は、予約数量によって毎年増減するものでありまして、かつ、補給交付金交付のために造成されるものでございます。協会の経営に直接影響するものではなく、全体



としては適正に運用されていると考えております。

次に、3の事業実績等についてでございます。

(3)の補給交付金の交付実績にありますように、特定野菜のアスパラガスなど8品目と指定野菜の冬春トマトなど6品目が交付対象となり、前年を上回る3,965万円余が交付されております。

農産園芸課からの説明は以上でございます。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

26ページをお願いします。

報告第24号、公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の27ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、畜産農家や団体への経営指導、技術指導、畜産物価格安定対策等を通じた畜産振興と畜産物の安定供給を目的としております。

2の平成30年度の決算の概要についてでございます。

畜産経営体の育成・経営支援と家畜衛生対策、畜産物価格安定対策を実施する公益目的事業会計、家畜の改良・登録事業を実施する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性をあらかず一般正味財産の経常増減額については、(A)欄のとおり、公益目的事業会計で5,000円の減、収益事業等会計で28万円余の減となりました。経常外収益と合わせた一般正味財産は、(H)合計欄のとおり、前年度より489万円余の増となっております。

指定正味財産は、肉用子牛生産者補給金や肉用牛肥育経営安定対策の生産者積立金が該当しますが、(K)欄のとおり、前年度より3

億857万円余の増となっております。

これにより、正味財産期末残高は、一番右下の欄のとおり、65億1,898万円余で、昨年度より3億1,327万円余の増となっております。適正に運用されていると考えております。

資料の28ページをお願いします。

3の事業実績等でございます。

(1)、(2)、(3)が公益目的事業会計で、(4)が収益事業会計になっております。

最初に、(1)は、畜産経営体の育成、経営支援を行うもので、国、県や独立行政法人農畜産業振興機構の事業等を活用しまして、畜産農家に対して情報提供や経営改善指導などを行っております。

(2)は、国民生活の安全、安心に資する家畜衛生対策の推進でございます。

家畜の疾病予防や家畜伝染病発生時の対策などのため、ワクチン接種や家畜防疫互助基金制度など、衛生対策を推進しているところでございます。

(3)は、畜産物の価格安定を図る業務でございます。

肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく指定団体といたしまして、生産者積立金の管理及び補填金交付業務を実施しております。肥育経営安定対策につきまして、平成30年度は13億9,700万円余の補填金の交付がございましたが、積立金総額に対して補填金の交付が少なかったため、(K)の当期指定正味財産増減額は、3億857万円余の増となっております。

なお、T P P 11協定発効に伴い法制化されまして、12月30日から、畜産経営の安定に関する法律に基づく交付金制度へと移行しております。

(4)は、家畜の改良、登録の推進ということで、肉用牛の個体登録、登記や産肉能力の統計分析等を実施しております。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての概要でございます。引き続き

しっかりと指導してまいります。

畜産課は以上でございます。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

30ページをお願いいたします。

報告第25号、公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

31ページの概要で御説明いたします。

まず、基本情報(1)の設立の目的にございますように、農業公社は、農地の保有の合理化、畜産基盤の整備による農業経営基盤の強化や農業後継者の育成、確保の公益目的事業と、農業公園の管理運営等の収益事業を実施しているところでございます。

次に、2の平成30年度の決算の概要についてでございます。

一般正味財産の経常増減額、(A)欄でございますけれども、公益目的事業会計で665万円余、収益事業等会計で225万円余の増となっております。法人会計を含めた合計は843万円余の増額となっております。

また、指定正味財産増減額は、車両等の減価償却等によりまして184万円余の減となり、正味財産期末残高は、一番下の右の欄でございますけれども、7億700万円余で、昨年度より523万円余の増となっているところでございます。

次に、3の事業実績等について御説明いたします。

まず、事業の中心となります(1)農地中間管理等事業の農地の貸借は、借り入れが997ヘクタール、貸し付けが1,088ヘクタールと、前年並みの実績でございました。

(2)は、農地の売買の実績でございますが、同様に前年並みの実績となっているところでございます。

(3)の畜産公共事業につきましては、平成29年度から2カ年間で、熊本市の東部地区に

おいて、家畜排せつ物処理施設や堆肥センターを整備します畜産環境総合整備事業を実施いたしました。

(4)の新規就農支援事業につきましては、新規就農支援センターの活動を通じまして、前年より多い610件の相談に対応しているところでございます。

最後に、(5)の農業公園管理運営等事業についてでございますが、下のイのところでございますけれども、昨年度は、天候にも恵まれて、入園者数は、前年度より約4万人多い51万人となったところでございます。

以上が農業公社の経営状況についての概要でございます。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

34ページをお願いします。

報告第26号公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の35ページをお願いします。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、造林、育林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興などに寄与することを目的としております。

2の決算の概要についてでございます。

森林所有者との分収林契約に基づく森林経営を実施する公益目的事業会計、受託事業を実施する収益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

一般正味財産の経常増減額については、(A)欄のとおり1,400万円余の減となりました。また、経常外増減額について、(D)欄のとおり、減損損失として9,900万円余を計上しております。これは、森林資産を処分した場合の簿価と時価の差額を計上するルールに基づいたものでございます。これらにより、

一般正味財産は、(H)欄のとおり1億1,400万円余の減となりました。

一方で、指定正味財産は、受取補助金を計上することにより、(K)欄のとおり8,500万円余の増となっております。

これにより、平成30年度末の正味財産期末残高は、一番右下にありますとおり1億5,300万円余で、前年度より2,800万円余の減となっておりますが、これは、昨年4月の西日本豪雨で間伐材の搬出道路が被災し、事業中止を余儀なくされたことに伴う県からの補助金が当初計画よりも減となったことが原因でございます、やむを得ないものと考えております。

次に、3の事業実績等でございます。

主要事業の実績につきましては、表のとおりでありまして、これまで造成してきた資源が充実しつつあることを踏まえて、利用間伐の推進に努めたほか、公社の有する知識、技術力を活用しまして、受託事業にも取り組んだところでございます。

最後に、4、林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社では、現在、長伐期化の推進、分収割合の見直し、事業の見直しの3つを柱として経営改善に取り組んでおります。

このうち、3点目の事業の見直しにつきましては、木質バイオマスなどの需要の高まりを捉え、直送、直接販売による流通コストの削減を図り、収益性の向上に努めております。また、素材生産の増加に対応するため、複数年で間伐を施行するなど、契約方式の工夫も行っているところでございまして、これらにより、平成27年度以降、4期連続での黒字化を達成したところです。

説明は以上でございます。

○入口林業振興課長 林業振興課でございます。

38ページをお願いします。

報告第27号、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

概要は、次の39ページでございます。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)のとおり、林業事業体に雇用される林業従事者の就業環境を整備し、その安定確保を図るとともに、若年従事者の育成、確保を促進することを目的としております。

40ページをお願いします。

2、平成30年度の決算の概要についてです。

林業労働力確保や林業従事者対策等を実施する公益目的事業会計、基本財産の運用を行う法人会計に区分しております。

事業活動の効率性をあらわす一般正味財産の経常収益については、(A)欄のとおり、公益目的事業会計で285万円余の減、法人会計で41万円余の増となりました。経常外収益と合わせた一般正味財産は、(H)合計欄のとおり、前年度より243万円余の減となっております。

指定正味財産は、基本財産の運用が該当しますが、(K)欄のとおり2,070万円余の増となっております。

これにより、正味財産期末残高は、一番右下の欄のとおり27億8,850万円余で、前年度より1,827万円余の増となっており、適正に運用されていると考えております。

3、事業実績等についてです。

事業の内容は、①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険の掛金の事業主負担分に対する助成や新規参入者を雇用した事業体への助成を行っております。

②以降の事業では、国や県からの補助事業、委託事業により、林業に興味がある人への林業体験学習会、林業就業希望者への長期研修、林業従事者への技術研修等のほか、林業事業体の指導、林業就業に関する広報、林業事業体への就職あっせんなどの事業を行つ

ております。

林業振興課は以上でございます。よろしく  
お願いいたします。

○中原水産振興課長 水産振興課でございま  
す。

42ページをお願いいたします。

報告第28号、公益財団法人くまもと里海づ  
くり協会の経営状況を説明する書類の提出に  
ついてでございます。

概要は、次の43ページをお願いいたしま  
す。

この法人の設立目的は、1、基本情報(1)  
のとおり、水産動植物の種苗の生産及び放流  
並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的  
に実施し、県民への水産物供給の安定と海洋  
環境の保全に寄与することを目的としており  
ます。

次に、2、平成30年度の決算の概要につい  
てです。

当協会は、放流種苗等の生産や配付を実施  
する公益事業会計、養殖用種苗を生産する収  
益事業等会計、基本財産の運用を行う法人会  
計の3会計に区分しております。

事業活動の効率性をあらかず一般正味財産  
の経常収益については、(A)欄のとおり、公  
益事業会計で146万円余の減、収益事業等会  
計で27万円余の減となっております。法人会  
計と経常外収益を合わせた一般正味財産は、  
(I)欄合計欄のとおり、前年度より344万円余  
の増となっております。

指定正味財産は、県や市町などからの出捐  
金が該当しますが、(L)欄のとおり増減はあ  
りません。

これにより、正味財産期末残高は、一番右  
下の欄のとおり7億7,718万円余で、昨年度  
より344万円余の増となっており、適正に運  
用されていると考えております。

続きまして、事業実績等についてです。

まず、公益目的事業である里海づくり事業

ですが、マダイ、ヒラメ、クルマエビなど、  
11魚種の種苗生産、配付を行っております。

また、共同放流事業を実施する熊本県栽培  
漁業地域展開協議会の事務局として、マダイ  
95万8,000尾やヒラメ65万2,000尾等の放流を  
実施いたしております。

また、クマモト・オイスターやキジハタの  
種苗生産技術開発試験及びアサリ人工稚貝等  
の中間育成技術開発試験を県から受託し、実  
施するとともに、協会独自でも種苗生産技術  
の改良試験を実施しております。

さらに、八代漁協が行う種苗生産や各地先  
での種苗の育成、放流に対し、指導や助言を  
行うとともに、小学生への研修等啓発活動に  
取り組んでおります。

最後に、収益事業であるその他の事業につ  
いてです。養殖業の発展を目的に、クルマエ  
ビの養殖用種苗52万尾を生産し、配付してお  
ります。

水産振興課は以上です。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終  
了しましたので、議案等について質疑を受け  
たいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番  
号、担当課と事業名を述べてからお願いしま  
す。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、  
着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○前川収委員 資料4ページの農地・担い手  
支援課の国庫支出金返納金で、震災復旧緊急  
対策経営体育成支援事業の支出金で返納金が出  
ておりますが、この内容について、これは、  
地震のときに農家の施設等々が被災し、  
それを復旧してもらうために、たしか9割補  
助だったと思いますけれども、こういった制  
度をつくって頑張っていたいただけたわけであ  
りますが、何でこれ返納したのか教えてください

さい。

○楮本農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課でございます。

返納の要因には幾つかございますが、主要な要因といたしまして3つほどございます。

1点目が、事業費に消費税を――事業を実施する前に、煩雑で、ちょっと作業時間がなかったということで、消費税を加えて事業計画を作成されてたというところがございますして、事業後、その消費税を返すというものが8,000万円ほどございます。

それから、補助事業対象外の経費、要は、機能を強化してたとか、規模拡大してたとか、そういう部分がございますして、そういった部分が3,000万円ほどございました。

それから、自己資金の資金繰りが難しいというような理由もございまして、そんなものが約1,500万円、合計で、今のは県の金額も含めてですけれども、1億2,800万円ほどの返納が生じたということでございます。

○前川収委員 制度上適正じゃなかった、ああいう災害の後で被災農家が申請をするのは大変だったと思いますし、それを受ける行政の側もチェックをしなきゃならないところがチェックができてなかったとか、それから、本来の予定と実際始めたら少し変わったと、農舎とか畜舎が主でしょうから、その変化が出るということはわからぬじゃないですけども、私がちょっとあれしたのは、事故繰り後、次のいわゆる繰り越しが認められなくて返納したという例なのかなとちょっと思ったものですから、要するに期限切れで返納した部分もあるのかなというふうに思いましたけれども、その点はもう一回再申請でカバーしてあるかと思いますが、そこを説明してください。

○楮本農地・担い手支援課長 基本的に、昨

年度末の事業完了ということでやっております。ただ、公共事業等が関係してございまして、事業が終了しないというもの18件につきましては、予算をつけかえいたしまして、県の事業として実施をいたしております。そのほかにつきましては、基本的に前年度の末で終了したということでございます。全部で、合計になりますけれども、9,900件ほどの事業の実施件数となっております。

○前川収委員 この事業があつて、熊本の農業の再開のために大きく寄与したことというのは、高く私は評価をしているわけでありまして、こんなことはないほうがいいわけではありますが、こういったものの実績もしっかりアピールしてもらいたいなというふうな思いも持っておるところであります。

もう1件よろしいですか。

○早田順一委員長 はい。

○前川収委員 18ページ、「ひのくに」代船建造。

漁業調査船の「ひのくに」という船を5億7,400万円かけてつくりかえるということで、今回提案があつておりますし、もう入札も終わっているんだと思いますが、その承認を求める議案だと思いますが、今度の船は49トンの軽合金製ということで、それはどういう船がいいか、私は専門外ですからよくわからないんですが、受注された企業が、瀬戸内クラフトという広島の会社だということあります。

私たちは、できる限り県内の事業者にとつてつくってもらいたいという思いをずっと持ち続けておりまして、多分造船業界というんですかね、日立とかの大きなタンカーとかをつくる造船業界というのは大手ぐらいしかないと思いますが、このくらいまでなら何とか県内企業で受注できなかったのかなというふ

うに思っております、入札の結果で負けたのであれば仕方ないと思いますけれども、そもそも発注のときに入札に参加する機会がなかったという話もちよっと聞いておりますけれども、そこはどのような形で線引きをなさったのか教えてください。

○中原水産振興課長 水産振興課でございます。

「ひのくに」の代船建造工事でございますけれども、造船工事、ほかの業種に比べましても、大変専門性が求められる業種でございます。発注する品質を確保するために、造船業者が船室や船体の大きさに応じた高度な造船技術施工体制を有することが必要ということを考えております。このため、今回の代船建造におきましても、建造実績等の入札の参加資格を設定させていただきました。

県内におきましては、平成18年に軽合金製の本県の漁業取締船「あまくさ」を建造した実績をお持ちの造船所が1社ございます。そのことから、中小企業振興基本条例の趣旨も踏まえまして、こうした業者が参加できないかという検討を進めさせていただいたところです。

この「あまくさ」、総トン数27トンということで、今回の「ひのくに」の総トン数49トンと比較しますと、55%程度ということでございます。入札の参加条件をつける際に、一般的に採用しております8割というところの実績ということと比較しまして、そこまで下げるとことは適正な品質を確保する観点から困難ということで、今回判断をさせていただいております。

以上です。

○前川収委員 実績主義でやらざるを得ないというのは、一般的にはそうでしょうけれども、船ってそんなにたくさん発注しているわけでもないしですね。何年かに1回ぐらいし

か多分ないんだろうと思います。

おっしゃったように、中小企業振興基本条例というのもあって、やっぱり参入の機会をつくって、県内企業を育成していくと。つまり、仮に今回、この49トンの船を、県内企業が——どこがとかはわかりませんが、前とったところも私は知らないんですけれども、そこが仮に受注して実績をつくれば、次からはその実績が基準になっていくわけでありまして、その基準を上げていくということが、やっぱり地場企業の育成につながるんじゃないかなというふうに思っています。

最終的には、皆さんの判断を支持するしかないんですけれども、意見としては、できる限りそういった参入の機会をつくるというときに、今おっしゃったように、私たちがつくった条例の趣旨も考えていただいて、技術要件ですから、私は専門性がないのでよくわかりませんが、つくる側からいえば、できるって言ってるんだというふうに聞いておりましたけれども、残念な結果で、同じ土俵に上がって、入札の結果として負けたというのであれば、それは仕方ないというふうに思いますけれども、土俵に上がれなかったということが残念ですし、どうも話によると、このくらいのトン数をつくれるドックも何か用意したという業者もいたという話ですけれども、結果として土俵に上がれなかったということですから、これについてはどうこうは言いませんけれども、今後、その辺のところは、しょっちゅう出てる話とは違って、かなりレアケースというんですかね、船をつくる、県が船を発注するなんて、何年に1回しか多分ないと思います。このくらいの船というのは、なかなか、地場企業でやれるちょうどぎりぎりなのかなと思うんです。これまたどんと大きくなれば、それは無理でしょうけれども、彼らから見れば、そういう船を受注することができれば、民間のほうに対しても非常に受注実績として広げていくことができるというお

考えがあるんだろうと思います。

その際に、やっぱり行政がしっかりその窓口をつくってやるというのは、中小企業振興基本条例の趣旨から見れば、県の産業育成ということに必ずつながるといふふうに思いますので、今後、ぜひ御検討を——今これをどうこうは、それは無理ですけれども、今後の課題として御検討いただければと思います。もうこれは返事は要りません。要望です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 ちょっと僕よくわからないんですが、経営状況の報告を見ますと、この中には必ず……。

○早田順一委員長 岩本委員、何ページですか。

○岩本浩治委員 ごめんなさい。23ページからずっとなんですが、その中で、必ずやっぱり法人税、住民税及び事業税というのが入って、これは、農業公社の場合は、これが入ってるわけですね。そして、その中で、当期の一般正味財産増減額というのが出てくるわけなんですが、ほかの公社、公益財団法人のつは、これが出てないんですよね。これは、会計上、だからどういうふうにとればいいのかなど。

31ページの農業公社の場合は、法人税、住民税及び事業税が(H)という項目で出て、これを、一般正味財産増減額、(I)イコール(A)と(D)と(G)プラスして、マイナス(H)、これが法人税、住民税、事業税。ほかのところは、これがないんですよね。振りかえで終わっているのかどうか。ただ、やはり、こういう決算概要については、ある程度同じような状況で示したほうがいいんじゃないかなと、そういうふうに思った次第でございますが、いかがなものでしょうか。

○早田順一委員長 これは決算書の書き方ですね。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

委員御指摘の点は、各団体の性質等々によるものなのかどうか、先生御指摘のとおり、様式の問題なのかというところは、少しお時間をいただいて、分析をさせていただければと思います。申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○岩本浩治委員 これ見ますと、やっぱり農業公社ですか、農地・担い手支援課の決算概要だけ載ってて、ほかの載ってないと。やはり県の予算も入っておりますし、各団体の予算も入って、そして正味財産が増減が出るわけですから、これやっぱりある程度のベースに合わちよったほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 後でわかり次第、また御報告をお願いします。委員会終わった後でも。

ほかにございませんか。

○西村尚武委員 19ページの専決処分報告についてですが、交通事故ということで、これは、農林水産のほうだけで1件ということなんですよね。私も、昨年まで天草市の市会議員しとりまして、やっぱり天草市の場合、年間に10件ぐらいはこういう形で出ておりました。

そういう中で、公用車へのドライブレコーダーの設置状況というのを聞かせたいんですが、わかれば。

○渡邊農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

現時点で、公用車へのドライブレコーダーの設置は、それぞれの所属で判断をしている部分もございますが、農林水産部所管の公用車、延べで考えますと、約1割の設置率となっております。

○西村尚武委員 費用がかかることで、つけたほうがいいと私は言えませんが、なかなか今——県庁ですから、そんなもめることはないですかね。今あおり運転等社会問題もありますし、結構、天草市の場合、もめた事案もあったものですから、そのとき、ドライブレコーダーが役立ったと。その辺は、ぜひとも御検討いただきたいと思っております。

○早田順一委員長 要望でよろしいですか。

○西村尚武委員 はい、要望です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○高木健次委員 部長の説明の要旨の中にもありましたけれども、最近、非常に災害、豪雨等が多いということで、今回も39億円の被害が発生したと。そしてまた、7月には、ため池の管理に関する法律も施行されるというようなことで、非常にいろいろな対応策というのが出てきていると思うんですけども、3連休に今回台風17号が発生して、県下各地で、相当な被害が出ていると思うんですよ。

そういう中で、園芸用ハウス等は、非常に台風、豪雨災害では被害が大きいといえますか、そういうことからすると、23ページですかね、熊本県野菜価格安定資金協会、これは約1,000万の減額になっていますよね。

ただ、耐候性ハウスというのは、今農家からも希望がまだ多いんですよ。数年前に大きな補助をやっていただいて、ある程度の整備というものが進んでいるのかなと思います

けれども、最近、また耐候性ハウスの補助制度というものを希望する農家、農業者が非常に多いものですから、この辺については、今どのような推移で行っているのか、また、これからの予定、計画というものはあるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

園芸用の耐候性ハウスの状況につきましては、以前の台風被害を受けまして、台風に強い、風速50メートルに耐える、あるいは冬場の作物については35メートルに耐えるというようなハウスを整備していこうということで整備を進めてきているところでございます。現時点で、耐風性ハウスにつきましては、400ヘクタールを超える整備を進めてきたところでございます。

3年ほど前までは、非常に多くの希望がありまして、その年に採択がされないというようなこともございましたが、ここ1～2年は、希望があったところにつきましては、全て国庫事業で採択をできるという状況になってきております。

ただ、全体としましては、トマト等の価格が少し落ちておりますので、そういう影響もあって、希望者が少し減っている。やはり10アール当たり1,000万を超えるような施設でございますので、それなりの投資、自己負担も必要になるという状況でございますので、そういった面では、少し希望が減っている状況でございますが、こういった台風のときには、きのう、おとといの台風でも、そういった施設は被害を受けておりませんので、引き続き、御本人の投資力も見合わせた上で、推進をしていきたいというふうに考えております。

○高木健次委員 数年前に、これも大きな補助率だったですよ。9割だったですかね、



これ。非常に農家の方も喜んで、ある程度の整備が進んだ3年前からちょっと申込者が少なくなってきたと。自己資金とかいろいろなそういう関係もあるだろうという話でしたが、こういう3年前ぐらいの補助率というのは、9割から大分落ちてきているわけですよね。今申請をして、補助率というのはどのくらいになるんですかね。

○下田農産園芸課長 最近の事業につきましては、補助率は50%、2分の1以内ということになっております。

○高木健次委員 その辺の農家の何といいますか、申し込みとか対応とかにも補助率の関係もあるのかなと。最初、非常に補助率がよかったもんですから、それから比べるとという、その辺もあるんじゃないのかなという感じがするんですよね。そういうことで、非常に災害が多くて、ハウス関係の被害というのは必ず出てきます。一時期、中古のハウスを、それに補助をしたりとかということもあっておりますけれども、要は、非常に台風災害に強いというものを考えると、やっぱり耐候性ハウスかなと。しかし、金額がちょっと高目になりますので、その辺の農家等の事情もあるかと思っておりますけれども、これはしっかりと今後に対応していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○坂梨剛昭委員 資料の10ページをお願いします。

漁港漁場整備課の海域漂流・海岸漂着物地域対策事業についてなんですけど、台風または大雨災害などで、有明海に流れる流木または家庭ごみ等が、尋常じゃないぐらいの量が流れ込んでいきます。

年度年度、その量は多くなっているのか、またはその年度年度で変わってきているのかというのと、その流木などがどこから流れ着いているのか等の調査はされているのかを、ちょっとお考えを聞かせていただきたいなと思います。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

申しわけございません。今現在、毎年度の実際の排出してきたボリュームについては、ちょっと手持ちがないんですけれども、今年度の流れてきました流木の量としては、253トンの流木が流れてきたところでございます。昨年度の上期と比較して非常に多かったということで、流れてきた主な要因としては、やはり熊本地震を契機として、山腹とか、あと河川ののり肩とかにあった流木とか、今回の梅雨前線豪雨に伴って流出したのではないかというふうに考えているところでございます。

○坂梨剛昭委員 この時期、ノリ網等も流木などで破れたりとか、そういったこともあるので、できるだけその調査をしていただいて、事前の対処をしていただけるようによろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 要望でいいですね。

○坂梨剛昭委員 要望でお願いします。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で付託議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第12号から第15号及び第21号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第5号、第7号、第8号及び第9号を一括して議題といたします。

それでは、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○下田農産園芸課長 農産園芸課でございます。

4つの請願をいただきましたが、4つの請願とも、主要農作物種子法の廃止を受けて、県に種子生産供給に係る条例の制定を求めているものでありました。このことに対する県の対応状況について御説明申し上げます。

先日の代表質問で知事がお答えしたとおりですが、主要農作物種子法が廃止された際には、県内農家の不安を払拭するため、法廃止と同時に、県の運営要領を制定し、引き続き、県の責務として種子の生産に主体的に取り組むこととしたところです。そして、この県の姿勢を農家の方々に周知するため、チラシを配付したり、種子生産に係る関連予算を増額するなどの取り組みを続けてきたところでもあります。

しかしながら、請願にもありましたが、農家の方々の不安は解消できておらず、持続性の高い条例制定を願う声が高まっていることから、県といたしましては、こうした思いに応えるため、条例を制定することで、主要農作物の優良種子の生産と安定供給を今後も継続するとの姿勢をより明確に示すべきとの判断をしたところでございます。

種子産地の生産体制を将来にわたりどのよ

うに維持していくかなど、本県独自の視点も加えながら、次期定例会での条例の提案に向けて準備を進めていくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

農産園芸課からの説明は以上です。

○早田順一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、これで質疑は終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第5号、第7号、第8号及び第9号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

請第5号外3件について、いかがいたしましょうか。

（「採択をお願いします」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 ただいま採択という意見がありますので、採択についてお諮りをいたします。

請第5号、第7号、第8号及び第9号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号、第7号、第8号及び第9号は採択とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっており

ます。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

別冊資料によりまして、熊本県水とみどりの森づくり税事業の検討状況について御報告いたします。

この報告は、本年度、第3期の取り組みの最終年度となっております熊本県水とみどりの森づくり税につきまして、これまでの取り組みと成果、取り巻く状況の変化等を踏まえた今後の方向性の案につきまして報告をさせていただきますのもでございます。

1ページをお願いします。

第3期は、3つの柱で取り組んでおり、その内容と成果について、2ページまでにまとめております。

1つ目の柱では、1の人工林の強度間伐による針広混交林化や2の植栽未済地の解消に向けた再造林などのハード事業を進めてまいりました。荒廃森林の発生の防止などの成果が出ております。

3の森林の経営管理の集約化は、森林経営に関心の低い所有者に対して直接働きかけ、集約化を進めるソフト対策です。

4のシカによる森林被害の防止の取り組みでは、防護柵の設置や捕獲への支援を実施しており、鹿による森林被害の拡大を食い止める効果があったものと考えております。

2ページをお願いいたします。

2つ目の柱では、1の県民参加による森づくりや2の森づくりを行うボランティア団体等の活動支援、また、3の漁民による森づくりを展開し、延べ2万人を超える県民の皆様が森づくり活動に参加いただきました。県民全体で森林を守り育てようという意識の醸成が図られたものと考えております。

3つ目の柱では、1のくまもとの木と親しむ環境づくりにより、教育の現場への木製机や椅子の導入支援、木育学習の副読本の配布を行いました。2の事業では、木材を生かした地域の景観づくりへの支援を行いました。ともに、木材の利用が健全な森づくりに寄与することを御理解いただく契機になったと考えております。

3ページをお願いします。

これまでの取り組みによる公益的機能への効果を日本学術会議の評価方法に基づき試算しました。延べ1万6,000ヘクタールを超える森林で整備をすることにより、約27万3,000人分の生活用水に相当する水資源を涵養するとともに、荒廃地と比較して、ダンプトラック約62万台分の侵食被害を防止するほか、自家用車約10万2,000台分に相当する二酸化炭素の排出の吸収などの効果が出ております。

下段では、税による取り組みに対する県民の皆様の意識について調査したアンケート結果について取りまとめております。90%以上の皆様から、今後の取り組みの必要性について期待を寄せていただいております。

4ページをお願いします。

税事業を取り巻く変化には、近年大きな変化がございました。それに伴い、本県の森林、林業の課題にも変化が生じております。

①にありますように、熊本地震や九州北部豪雨など、多発する自然災害により、災害を防止するための森林整備の重要性が再認識されたと思います。

また、②及び③にありますように、戦後造成した森林資源が充実をする中で、主伐の進行に伴いまして、伐採後の再造林へ確実に対応していくことや、森林、木材を県民みんなで使い、資源の循環を支えることの重要性が一層増しております。

④でございますが、森づくり税は、冒頭に御説明しました多岐にわたる取り組みを実施

しておりますが、今年度から新たな財源である森林環境譲与税が導入されたことにより、森づくり税を、①から③のような本県を取り巻く課題解決に重きを置いた施策に充てることが可能になった、このような状況変化があったところでございます。

5ページをお願いいたします。

まとめに入りますが、県民の皆様からの期待に応え、県民生活に欠かせない役割である森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためにも、水とみどりの森づくり税事業の推進と継続が必要と考えております。

第4期目におきましては、条例の趣旨を踏まえつつ、近年の状況変化にも対応できるよう、しっかりと見直しを図った上で施策を企画していきたいと考えております。

具体的には、県民の安全、安心を守り、次世代につなぐ森づくりと、県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを生かす意識づくりの2つを軸にして施策を再編するとともに、下線を引いてございます自然災害時にライフラインが確保できるよう、道路沿線の森林整備の展開、花粉を出しにくい森づくり、近隣県で発生しております無断伐採を本県で起こさない対策の展開、森林公園の整備、活用への支援、木製の扉など、木を生かした景観づくり等の施策を拡充させていきたいと考えております。

森林整備課からは以上でございます。

○早田順一委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 水森税については、全国でも先進県、先駆けてこの税をつくっていただきまして、それがもう既に15年たったということでありまして、一番気にしてたのは、3ページにあります県民の期待という部分で、この15年間の事業の評価なのか、それとも、こ

れから先に対する期待なのかはちょっとよくわかりませんが、9割の県民の皆さん方が、このような取り組みは必要だという評価をいただいているということについては、非常にうれしく思っておりますし、また、とても重要な、重い内容だなということを感じながら、この中身を読みました。

定量化されている数値というのは、非常にわかりやすく、水と森を守りましょうというのは、目に見えないですね、正直言って。木だって大きくなるのは、1年にもう何センチも大きくなる、少しずつやっているわけでありまして、地下水に至っては、ほとんど目で見ることはないわけですが、こういう定量化されることによって、こういった水源涵養であったり、それから土砂の流出ですね。それから、二酸化炭素の吸収ということで、こういった機能が発揮できるといふ、皆さんの税金を生かして、こういう部分がプラスオンされたということは、大変ありがたいことだというふうに思っております、引き続き、この条例については、4期目ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

そこででありますけれども、この中にも既に出てありますが、5ページの新たな方向性の中で、公益的機能の維持増進で、県民の安全、安心を守り、次世代につなぐ森づくりということの1番のポツの2番目、ライフライン確保の森林整備ということが書いてありますが、千葉の台風被害を見ると、ちょっと誇張されている部分もあるかもしれませんが、木が台風によって折れて、それが電線や電話線を壊しちゃって、それを復旧するのが大変だというのがテレビでよく出ております。

私と議員の皆さんも経験なさっていると思いますが、確かに電線とか電話線というのは、ほとんど公道沿いにずっと走っていますね。大きな高圧線は別ですけども、一般的

に、家庭に落としていくとか、工場に落としていくその先の電線というのは、ほとんど公道の横にずっと架線してあるわけですね。全部地中埋設すれば、多分この被害はないと思いますが、それは費用対効果でいえば、とんでもないお金がかかるわけでありますから、それを全部地中埋設するのは不可能でしょう、今の段階。将来はわかりませんが、非常に厳しいと思います。

そういった意味から見れば、あの電線の真横に、真横どころか、熊本でもチェックしてもらえればわかると思いますけれども、公道に立ってる電柱の上から民地の山の木が覆いかぶさっているという状況、これはもう私の管内、地元だけでも、それから全県的に見ればどれだけあるか、もう数え切れないぐらいにあるんだと思ってまして、もしもそれが、台風で、どうこうで停電につながったという話以前から、大型のバスを通せば、屋根がザーザーザーすってしまっただめだという話とかがあって、民地が民間の皆さん方の所有権があって、そう簡単に切れないもんですから、現地の承諾を得ないとですね。わざと切らせない人も中にはいるらしいし、基本的には所有者が自分で切るとというのが、民地の場合は当たり前だと思いますが、自分で切るとするのは、基本原則とはいえ、その安全を守るために、ずっと切らないから仕方ないでいくと、あんな被害になってしまうということだと思ってまして、このライフライン確保のための森林整備、特に公道沿いの樹木が、我々のライフラインを脅かす要因になっているということはもう否めない。今回、千葉でもそういう事例が出ているわけでありますが、そこを法的にどうクリアしてこれをやられるのか。少なくとも県有林とか公有林であれば、これでばっとやっつけていけるとは思いますけれども。

だから、前の委員会で、私は、新しい森林整備のシステムでやれないかという話をした

ことがあるんですけども、それらも合わせながら、新しい森林管理システムを使えば、その所有者が市町村にその森林の管理委託をしてもらえば、市町村が事業としてやれるわけですから、切ることはやりやすいなと思ってましたけれども、ここのマッチングはどうやって、これからでしょうかけれども、お考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○松木森林整備課長 森林整備課でございます。

御指摘をいただきました、どのように進めていくか、本当に重要な課題だと思っておりますが、どのように進めていくかというところは、やはり地域の総意等もよく酌み取った上で、地域の実情に合わせて展開をしていく必要があるんじゃないかなと思っております。

なかなか、道路沿線にあります一見見た感じでは、伐採、搬出がしやすい道がかりについては、一見よく見えるんですが、実際のところ、森林組合の皆様等々によく聞きますと、電線がかかっている、ほとんどもう作業ができないゾーンになりますというところでありまして、ここはなかなか道がかりはいいんですが、管理経営に余り適してないゾーンだとも言えます。

そういうところにおきまして、できるだけ——基本的に、道路沿線の樹木の整備というのは、法的にも森林所有者の責務となっておりますが、なかなか所有者の負担に頼るだけでは済まないところもあると思います。そういう中で、公的な支援をいかにしていくかというところが今回の検討に至った次第でございます。

委員御指摘のありました新たな森林管理システム、これは、なかなか管理経営の行き届かないところに対しまして、市町村が責任を持って所有者にコンタクトをとって、管理経営の方針について聞き取った上で、その所有

の権限を市町村が受け取った暁には、森林環境譲与税等の財源を使ってやっていくというところになります。

水とみどりの森づくり税と新たな森林管理システムで市町村がどのようにお考えをされるか、少しそこはよく交通整理をしながら、しっかりとこの課題に対応していきたいと思っております。

○前川収委員 多分この課題というのは、全国的に大きくクローズアップされる課題だと思っておりますので、熊本がモデルをつくるぐらゐに、ぜひ頑張ってやっていただきたいなというふうに思っています。

その際に、伐採方法についても、もう既に電線にかかっている木を切れと言われても、それは、どんな熟練の人たちだって、そう簡単には今の費用では多分できないと思います。もう機械の台数が全然違う。つり上げながらやらなきゃいけない。一般的に倒せばいいという話じゃないということで、そういった技術開発等々も含めて、少し考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

基本的に、地球温暖化対策というのは絶対に必要で、現在の気候の変動というのを我々が肌で感じるように最近なってきたなというふうに思います。夏のあの暑さというのは、35度を超えるのが当たり前、毎年そうなっていますし、線状降水帯ですか、こういったものも昔からあったかどうか知りませんが、ちょっと異常な感じがありますから、息の長い活動をずっと我々がやり続けて、吸収源対策も含めて——排出対策だけは声高におっしゃるけれども、排出対策だけじゃなくて、吸収源対策、出たものを吸収するという対策についても、しっかり訴えながらやっていかなきゃいけないと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 前川委員のに関連すると思うんですが、実は、阿蘇も、熊本地震で大分被害を受けました。そして、千葉のせんだっての15号ということで、阿蘇森林組合の組合長とどういうふうな状況になっているかという話をしたわけですが、熊本地震後、森林組合では、4名1チームをつくって、そういう巡回をしております。それと、もうほとんどの山が個人持ち物ですから、個人のほうから来たときには行きます。それと、先ほど前川委員から出ましたように、県道とか市道とかいう沿線の巡回をしながら、もしひっかかるような場合は、前もって地主さんに言って伐採してありますということでした。熊本地震後、停電あったりしましたので、それ以後、阿蘇の森林組合はそういうことで動いておりますというようなことでした。

ただ、市町村というようなことから、これは、県からやはり——せんだって、球磨郡選出の緒方先生も同じような一般質問をされたと思うんですが、これは市町村にこの税金が行ったとしても、その前に県の方向として何らかの方策を示していかなければ、市町村もどこからどう手をつけていいか、中には、山でも持ち主がない山もふえてきておるわけなんですね。そういう部分で、ぜひ、市町村に示す方向性、まず何からやるのかということをやっぱり示さなければなと思っています。

阿蘇森林組合も、4名1チームで、その方々が定期巡回をしながら、そして地主さんを見つけて、そしてそれを風倒木にならぬ、電線を切らぬ程度にというようなことで進めておるといようなのでした。そういう部分も、やはりぜひ県の方向性もはっきりと示したほうが市町村もやりやすいんじゃないかなと。

あと、阿蘇の場合は、植林が多いもんですから、千葉みたいな古木といいますか、雑木で空洞化している木は、ほとんど阿蘇の場合はありません。ただ、山の中ばかりですね。林道もちゃんと整備されてなくて、軽トラが通るぐらいの山も多いと。そういう中で、4名で巡視しているけれども、大変厳しいものがありますというようなことで話が出てましたので、ぜひ、こういう面も、考慮、何か方向性を示していただければと思います。

以上です。

○松木森林整備課長 ありがとうございますました。

少し県がいろいろと方向性を示すべきではないかという御指摘だったかと思えます。

まさしく、なかなか市町村だけではできない部分多いと思えます。地元の住民の団体ですとか、住民の皆様だけでは解決できない部分もあると思えます。また、行政のほうに行きますと、いわゆる山を所管しております我々森林部局と道路の管理者である土木部との連携も本当に欠かせないと思っています。

そういう中で、やっぱりかなり県内道路網発達しております。道がかり、道沿いで、樹木が覆いかぶさっているような部分、かなりあると思えますので、かなり時間はかかるし、ニーズも非常に多いかと思えますが、まずは、どういう取り組みをモデル的にできるのかということ、先例をまず立ち上げてみて、その状況に応じまして、いろいろとまた市町村の皆様にも御提示をさせていただきながら、この課題に対して対応をしていきたい、このように考えているところでございます。

○早田順一委員長 ほかにございせんか。

なければ、この件については終了したいと思えます。

その他、何か。

○前川収委員 その他のその他ですね。

○早田順一委員長 そうです。大きなその他です。

○前川収委員 済みません。1つ、非常に懸念していることがございまして、それは、皆さん御承知のとおり、豚コレラが近畿地域、中部地域からもう関東まで入ってきたということで、ワクチンを使うような判断も多分大臣がなさるんだろうというふうに思いますが、これは別によそごとの話じゃなくて、やっぱり県内に入ってこないようにどうやってやっていくかということは、非常に大事な部分でありまして、その豚コレラ対策、それから、韓国でアフリカ豚コレラ、これはもっと強力なやつで、ワクチンがないという状況になって、もう韓国で多分2例ぐらいはアフリカ豚コレラが発見されたということであります。

水際対策は、国が一生懸命やっていってあるんだろうと思えますが、これは、入れない水際対策と、それから守る対策ですね。県内の農場に絶対に入れないという守る対策を両方でやっていかなきゃならないと思ってまして、国のほうでは、牧柵、ネットフェンスですね、一般的に言う、農場を守るネットフェンス。今イノシシ対策とか、中山間地域で、あっちこっち立ててもらっています。一般耕種農家もやってらっしゃるあれを、この豚の農園の周りに設置することに国庫補助事業が生まれて、多分2分の1の補助をつけたと。前はなかったんですね。以前は、農園の周りには。これが、最近それができるということになりました。

養豚農家の皆さん方に、そのようなことでぜひ取り組んでくださいという話をすると、やっぱり既に他県で、2分の1の国庫補助に、単県補助ということで県が別途上乘せず

るということをやりに始めたということで、お隣の鹿児島県はもう既にやるということになってるということで、それがどうしたものかなというふうに考えてたら、先週末、私のほうに入って来た情報、これはまだ正式な公式なものではないかもしれませんが、県が上乘せする部分については、いわゆる交付税でしっかり裏打ちしますと。内容まで、5分の4という話まで私は聞いておりますけれども、そういった制度ができるという話を聞いております。

ぜひ、県内の豚舎の周りに、しっかり守るということをお前提としたフェンスの対策をやってもらいたいというふうに思っておりますし、それにはやっぱり上乘せまで含めて国庫補助がつけられると、国庫補助にプラス裏打ちするという県支出分を特別交付税でみるという制度がつけられるということは、やっぱり国も本気で守ってくださいということになるんだろうというふうに思っております、それらもしっかり活用して豚舎を守るという政策を進めていただきたいということが1つ。

それから、もう1つ、それだけじゃなくて、この防疫対策の先進県たる熊本として、私たちはそう自負しております。鳥インフルエンザのときの対応も含めて、それから口蹄疫が宮崎で発生しても、それ一切熊本県内に発生させなかった、守ったという防疫対策の実績があるし、農林水産省においても、熊本の防疫対策においては非常に高い評価がされているというふうに思いますけれども、この豚コレラ対策、アフリカ豚コレラ対策に対して、どういう対応をしていくのか教えてください。

○福島農林水産部長 今前川委員のほうから、豚コレラ対策、あわせてアフリカ豚コレラ対策ということでお話がありました。

今御説明ありましたように、豚コレラがなかなか終息せず、関東地域まで拡大している

と。そうした中で、アフリカ豚コレラが、ついに韓国にまで発生したということで、我々も非常に危機感を持っております。

そうした中で、養豚場の周りをきちっと柵で囲むと、絶対入れさせないということが、必要性、緊急性ともに非常に高まってきたと感じております。

今委員から御紹介ありましたが、国のほうも、自治体が補助する場合は、特別交付税を措置するというような方針もできつつあるようでございますので、そういう意味では、支援しやすい環境が整ってきたのかなというふうに思っております。

防疫先進県の名に恥じないように、県としてどのような支援が最も効果的かということで、しっかり検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○前川収委員 ぜひ、豚コレラも、他県に先んじて、胸を張って熊本は守ったぞと言えるような対策をしっかりやっていただきますように御要望して終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西聖一委員 1カ月ぐらい前の話になりますけれども、275万トンの飼料用トウモロコシの輸入、この影響についてお尋ねいたします。

本県の利用もあると思っておりますけれども、これが大体どれくらいなのかということと、今回の措置では、本県でどれくらいふえる見込みなのか。一般的に、量がふえれば単価が下がるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺はどうなのか。そして、県下で飼料用トウモロコシも作付されてますけれども、この影響はどうなのかというのを畜産課長に。



それから、もう一点が、同じように飼料用稲というものもありますよね。これ畜産、牛に食べさせる餌で、これの影響も私は心配をしております、今熊本県は、全国一の飼料用稲の作付面積を頑張ってますし、菊池農協も、えこめ牛ということで、農協も力を入れたりしてやっていますけれども、この作付面積に影響がないのかということ、ちょっと農産園芸課長にお尋ねしたいと思います。

○上村畜産課長 畜産課でございます。

委員御指摘のとおり、275万トンの輸入がされるということが報道でありましたけれども、報道では追加輸入というふうに最初ありましたんですが、実際は、農林水産省のほうに確認しましたところ、一部の報道にもありましたように、前倒し輸入ということで、年間の輸入量は増加するものでないという考えでございます。そのため、飼料メーカーが、飼料用トウモロコシの輸入量を急増させて、それに伴って飼料価格が大幅に変動するということが、今のところ考えられないと思っております。

あと、本県の飼料用トウモロコシの年間利用量でございますが、実の部分ですね。あれは配合飼料の中に使われております。本県の配合飼料の年間の流通量が約48万トンでございますので、その中の約50%がトウモロコシです。年間利用は大体24万トンと推計されます。その量が変動するかというと、そこは今のところわかりません。先ほど申しましたように、あと飼料メーカーのほうで養分とか価格とかを考えながら配合されますので、50%が60%に上がることはもう考えられないと思います。

あと、本県のあの青刈りトウモロコシですけれども、青刈りトウモロコシにつきましては、3,410ヘクタール作付されておまして、それは、ホールクロップサイレージ、実も茎も葉も全てサイレージにして使われるや

り方で牛とかに給与されているところでございます。

○下田農産園芸課長 飼料用稲の作付面積への影響についてでございます。

飼料用稲としましては、WCS用稲と飼料用米という形で、県内で約9,000ヘクタールが作付をされております。この中で、WCS用稲では、耕種農家と畜産農家との契約によって生産がなされております。また、飼料用米では、国産飼料を求めるグリーンコープ生協等にJA経済連を通じて販売されるなど、県内の飼料用稲につきましては、実需者との結びつきができています。

加えて、先ほど畜産課長からありましたように、今回の追加輸入措置につきましては、前倒しということでございますので、その状況の中で、本県産の飼料用稲の作付に直接影響を及ぼすことはないと考えております。

○西聖一委員 影響はないだろうということで、一安心ですけれども、おととい、飼料用大豆のまた輸入もあって話題になってきて、そこは何か輸入業者との話がうまくついてないという話もちょっと出てるので、今前倒しということであれば心配しませんが、またそれが話が違うようなことがあれば、速やかに情報をまたこれからもお願いしたいというふうに思います。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西村尚武委員 要望といたしますか、お願いでございますが、水産関係です。

今天草漁協の牛深総合支所は、第3種漁港で、県一の水揚げ量を上げております。水揚げ職員の高齢化が進み、新たな職員の確保ができない現状です。選別台、これは自動選別機ですね、それとフィッシュポンプ、これは

船から魚を荷揚げする効率のよいもので、機械化を進めておりますが、財政が厳しく、補助金に頼らなくては設置できない状況です。

今牛深では、だしブームで煮干しの生産がふえております。加工場でも人手不足で、魚種別の選別、サイズ別の選別を強く希望されており、機械化は喫緊の課題になっております。まき網漁船の運搬船の従業員も、高齢化、人手不足で、水揚げ労力の負担もふえております。機械化に向けた御支援をお願いしますと。

その中で、水産庁の出した浜プランに乗って、漁協のほうから自動選別機は1台もう導入していただいています。これは県にもお世話になったんだと思います。かなり効率がよくて、ただ、それでも足らぬものですから、もう1台とフィッシュポンプのほうの要請を今しているところです。

ぜひ、県のほうからも御助力をいただきますようお願いをいたします。

○早田順一委員長 御要望でよろしいですか。

○西村尚武委員 要望です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○前川収委員 もう1つ、ごめんなさい。何回も申しわけないです。

海の話聞いて、はっと思ったんですけども、今しゅんせつの需要がとて多くて、ヘドロをとれとか、いろんな、みお筋を掘れとか、漁業者の皆さん方の期待に応えるために、特に、内水面というか、有明海とか八代海は多いんですけども、その作業を支えてきてたのが、塩屋漁協の横に埋め立てする何か囲いをつくった、あれは何施設というかよくわかんないんですけども、あれがあつて、そこに今非常に頼っているという状況で

ありますが、漁業者の皆さんから聞くと、もうあれが早晚満杯になるだろうという話を伺ってまして、多分これ知ってらっしゃると思います。

で、あれが満杯になった後にどうするのという話が、当然これは出てくるわけですが、その次の話がなかなか聞こえてこないということが、漁業者の皆さんにとっては大きな不安材料になっているということでありますので、その後の計画があれば教えていただきたいし、ないならどうするのか教えていただきたいと思います。

○菰田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

塩屋漁港の土砂処分場につきましては、もともと塩屋漁港の増設工事に伴って、それに合わせて、いわゆる盛り土材として活用するというので、各漁港から発生しましたしゅんせつ土砂のほうを受け入れてきたという状況でございまして、今お話ございましたように、あと数年で予定の容量に達するという状況でございまして。一方で、まだ出したいというような漁港のニーズもございまして、今水産庁のほうともちょっと協議しておりまして、沈下を促進するための圧密のための工事を来年度から新規で取り組みたいというふうに考えているところが1点目でございます。

また、2点目につきましては、発生した土砂を有効活用できないかというような他県の事例等も検討しながら取り組んでいるところでございます。

もう1点は、新たな処分場についても、適地、また今後発生する土砂量も見込んだところでの土砂処分場の検討についても実施しているところでございまして、また今後具体的な取り組みが見えた段階で御報告になるかと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 圧密しても無尽蔵にずっと入るわけじゃないわけでしょうから、いつかは満杯になるということで、有効利用を図る方法が確立すればいいでしょうけれども、それもそう簡単では多分ないだろうと想像しておりますので、ぜひ、次の対策のことを、これはすぐできるわけじゃなくて、相当な費用も時間もかかる話でありますから、漁業者の皆さんから見えてるのは、あと2～3年で満杯になるだろうという部分と、逆算して2～3年で処分場ができるかという、多分2～3年ではできないでしょうというのは、もうみんな頭で想像なさってるんですね。それが結局不安の原因だというふうに思いますので、ぜひ対応していただきますようお願いいたします。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情、要望等が2件提出されております。参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第3回農林水産常任委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長